



參考資料

1 意識調査結果の概要



＜1＞ 調査の目的

本調査は、平成 26 年度に策定する「子ども・子育て支援事業計画」の基礎資料として、保育ニーズや宇和島市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、市民意向調査（アンケート調査）として実施しました。

＜2＞ 調査の概要

●調査対象者：宇和島市内在住の「就学前児童」「小学生」がいらっしゃる世帯・保護者

●調査期間：平成 25 年 12 月 10 日（火）～平成 25 年 12 月 24 日（火）

●調査方法：郵送及び施設を通じた配付・回収

●配布回収結果：

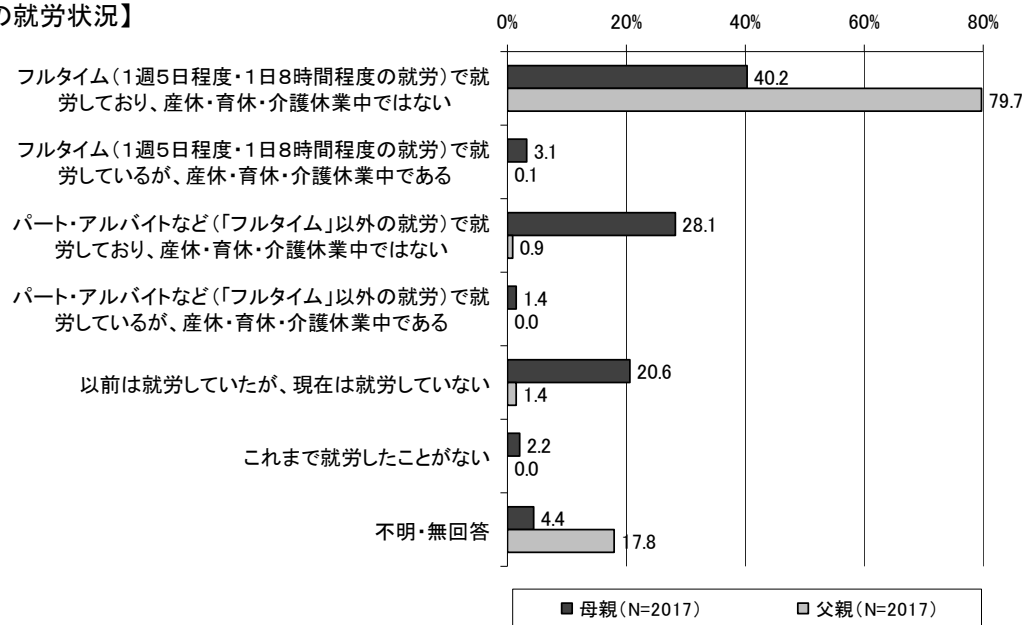
調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
対象者	3,000 件	2,017 件	67.2%

＜3＞ 結果の概要

■1: 保護者の就労状況について

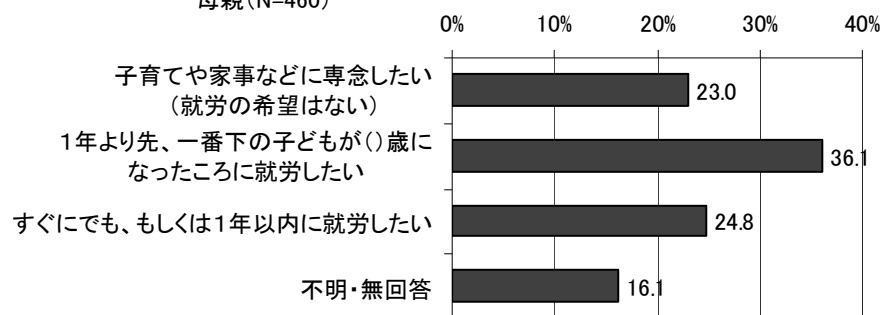
保護者の就労状況についてみると、母親、父親ともに「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高く、それぞれ40.2%、79.7%となっています。

【保護者の就労状況】



現在就労していない方の就労希望についてみると、母親は「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」が36.1%と最も高く、父親は「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が14件と最も高くなっています。

【今後の就労希望について(「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」を選んだ方)】 母親 (N=460)

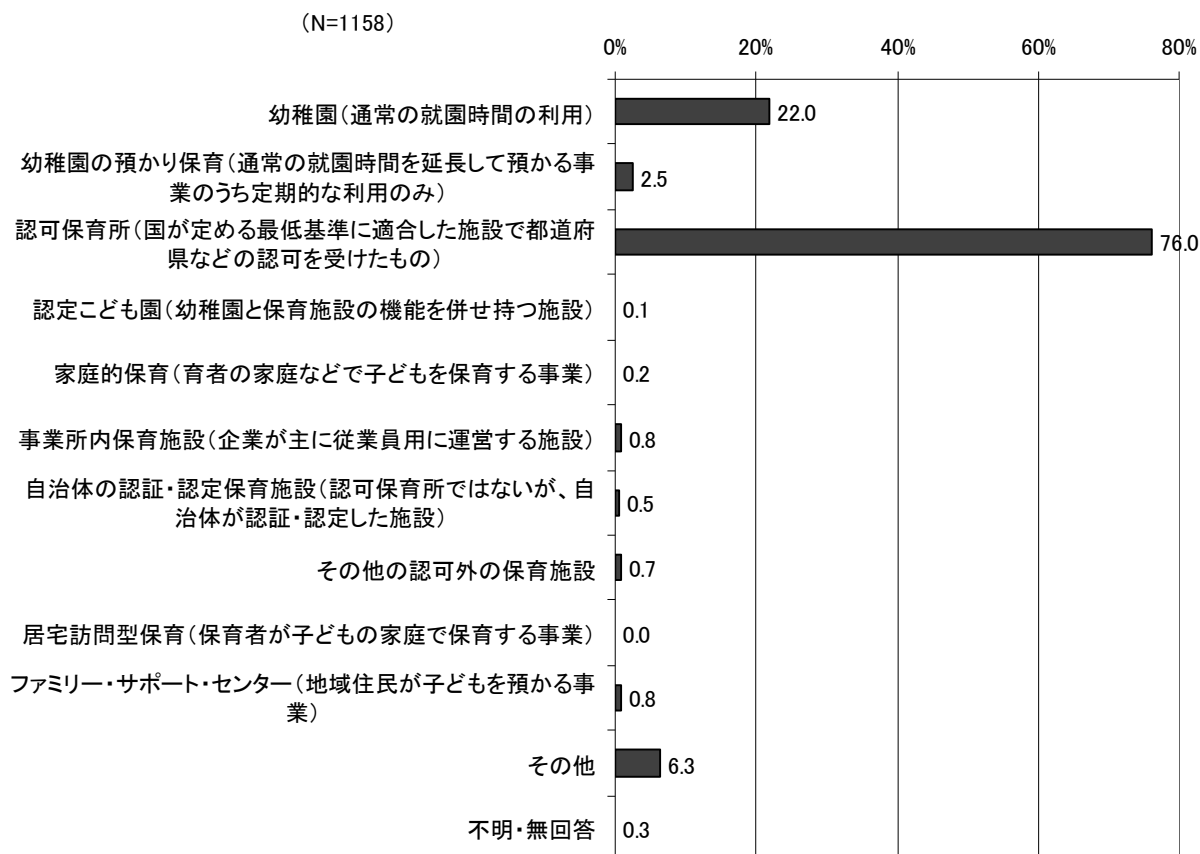


【父親】 就労希望	(N=29)	
	件数	%
子育てや家事などに専念したい(就労の希望はない)	4	13.8
1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい	0	0.0
すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい	14	48.3
不明・無回答	11	37.9

■2: 保育所や幼稚園などを望むニーズについて

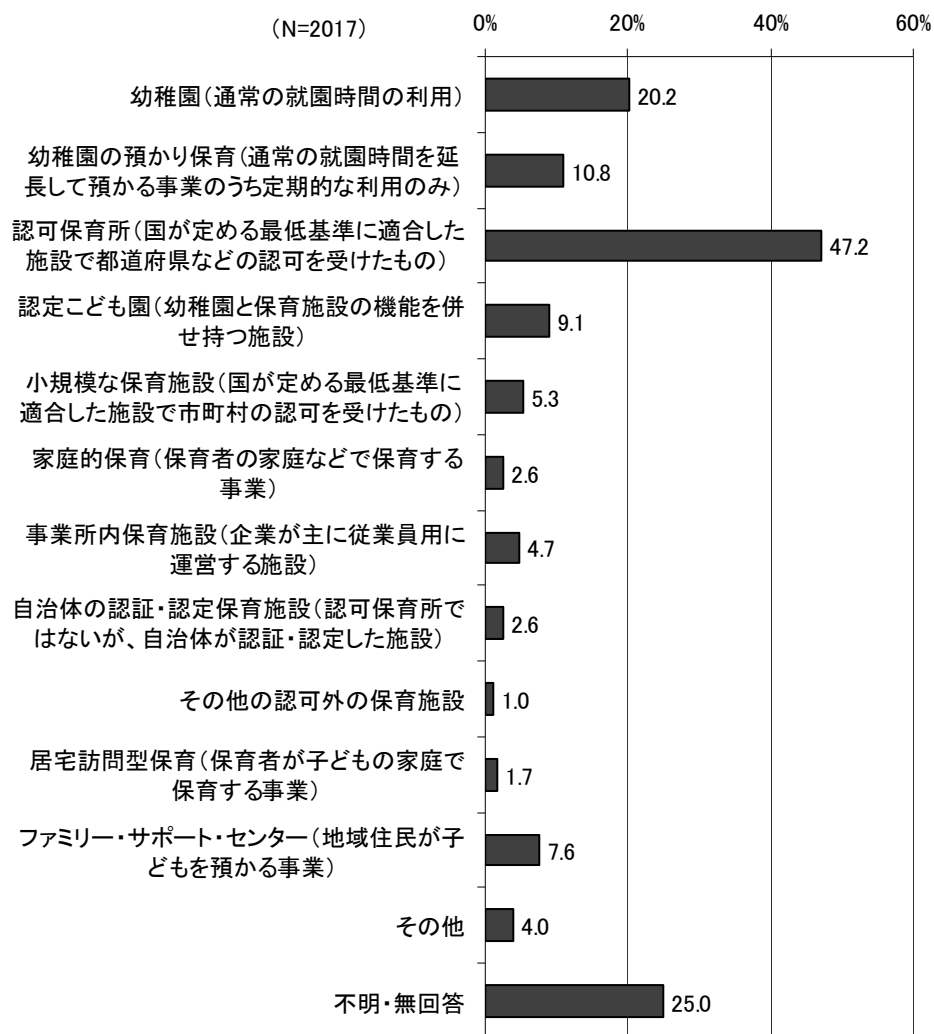
現在、定期的な教育・保育事業を利用していると回答した方に、利用している教育・保育事業についてたずねると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県などの認可を受けたもの）」が76.0%と最も高くなっています。

【現在の平日の教育・保育事業の利用状況（定期的な教育・保育事業を利用していると回答した方）】



今後、平日に定期的に利用したい教育・保育事業についてみると、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県などの認可を受けたもの）」が 47.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が 20.2%となっています。

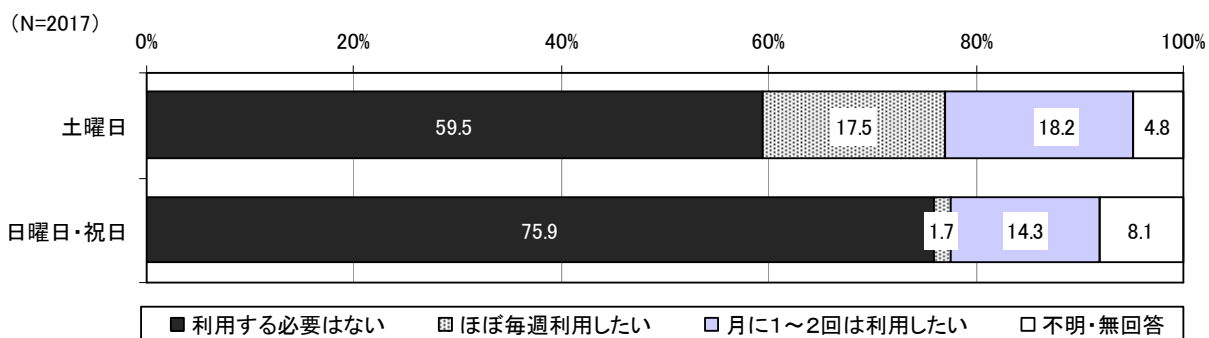
【今後の平日の教育・保育事業の利用希望】



■3: 土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育の利用意向について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、土曜日、日曜日・祝日ともに「利用する必要はない」がそれぞれ 59.5%、75.9%と最も高くなっています。

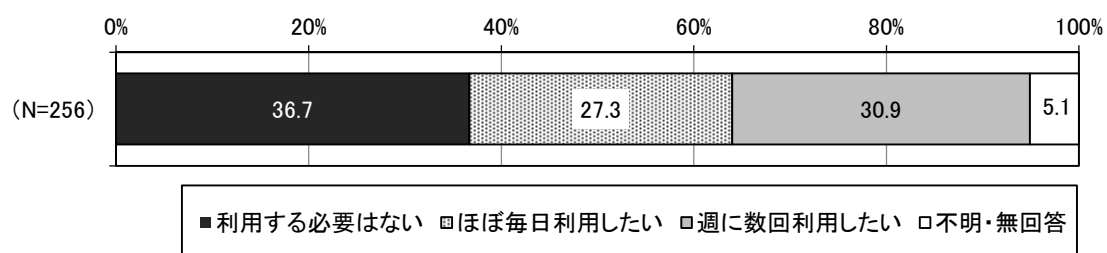
【土曜日、日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望】



■4: 長期休暇中の定期的な教育・保育の利用意向について

幼稚園を利用されている方の、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると「利用する必要はない」が 36.7%と最も高くなっていますが、「ほぼ毎日利用したい」と「週に数回利用したい」を合わせると 58.2%となり、半数を超えています。

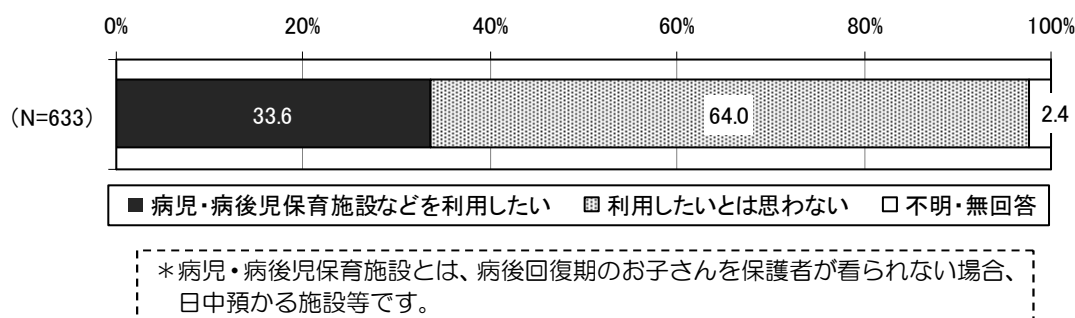
【夏・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望（幼稚園を利用している方）】



■5: 病児・病後児保育事業の利用意向について

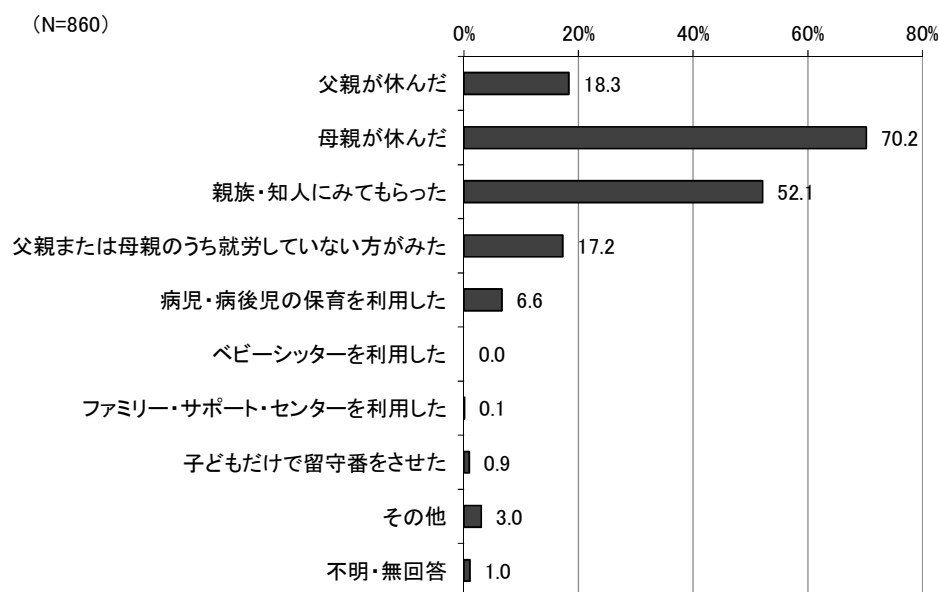
子どもが病気やけがで、普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった際、父親または母親が休んだ方で「できれば病児・病後児のための保育施設などを利用したい」と思ったかについてみると、「病児・病後児保育施設などを利用したい」が33.6%、「利用したいとは思わない」が64.0%となっています。

【病児・病後児保育事業の利用希望（「父親が休んだ」または「母親が休んだ」と回答した方）】



子どもが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことがあると回答した方に、その対処方法についてみると、「母親が休んだ」が70.2%と最も高く、次いで、「親族・知人にみてもらった」が52.1%となっています。

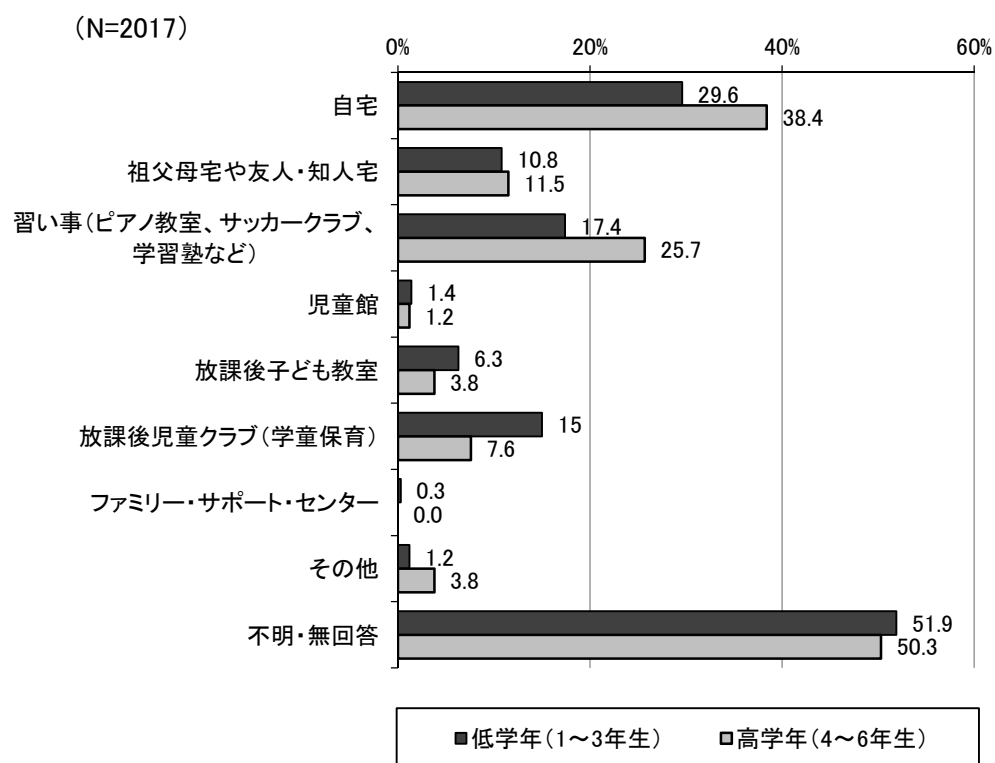
【病気の際の一年間の対象方法（病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかったことがあると回答した方）】



■6:放課後の過ごし方について

放課後の時間を過ごさせたいと思う場所についてみると、『低学年（1～3年生）』、『高学年（4～6年生）』ともに「自宅」の割合と最も高く、次いで、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっていますが、「不明・無回答」の割合も高くなっています。

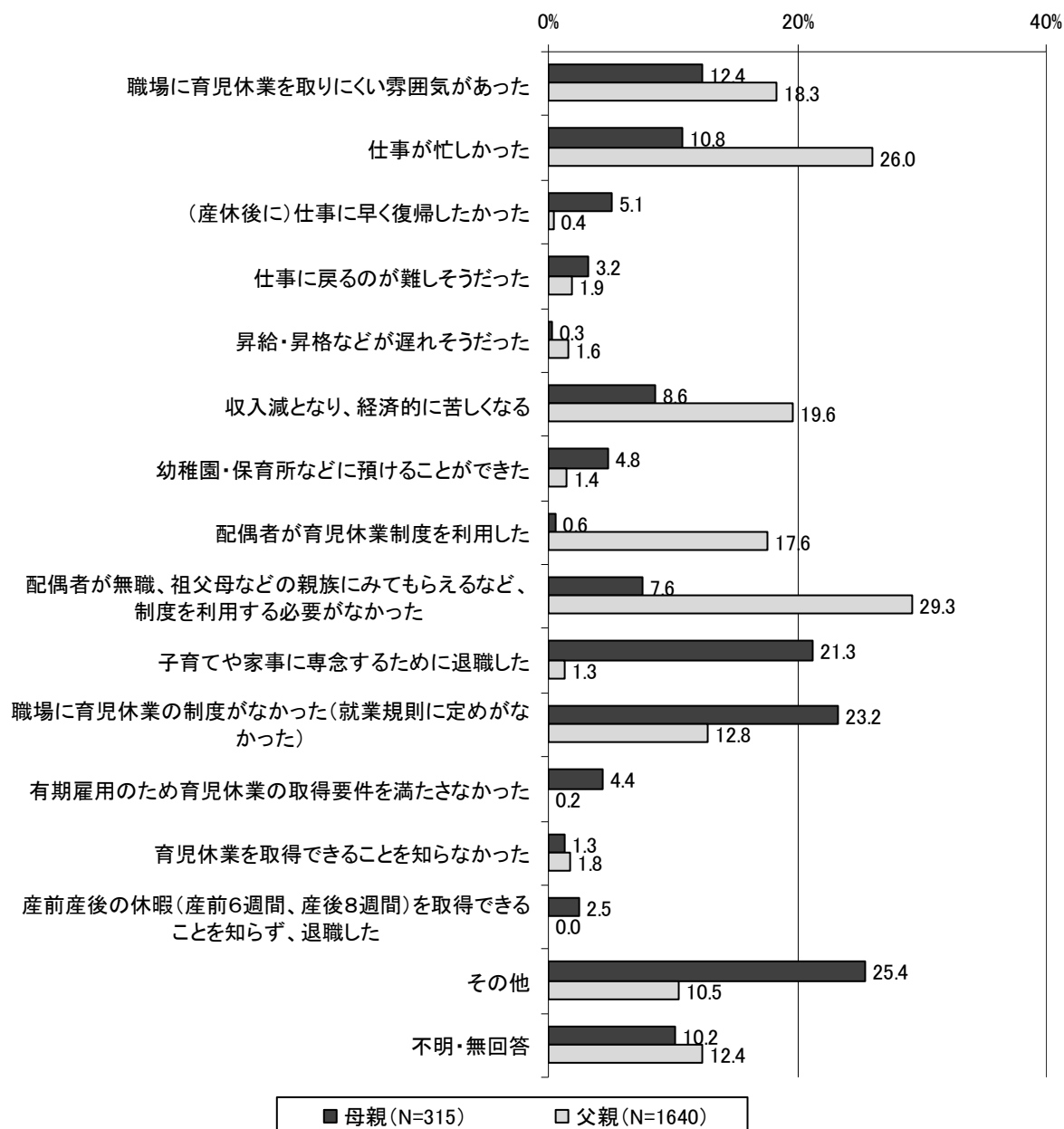
【放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか】



■7:仕事と子育ての両立について

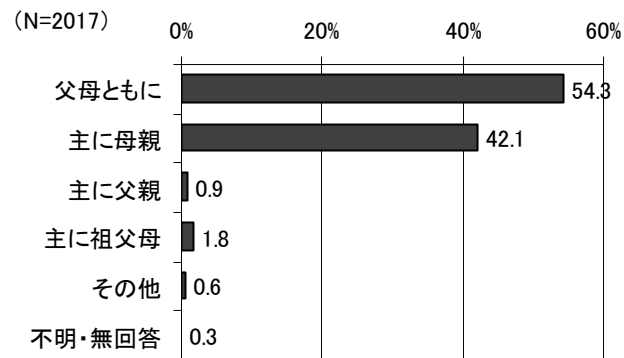
子どもが生まれた時に、育児休業を取得していないと回答した方に、その理由についてたずねると、「その他」を除くと、母親は「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 23.2%で最も高くなっています。父親は「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 29.3%で最も高くなっています。

【育児休業を取得していない理由（「取得していない」と回答した方）】



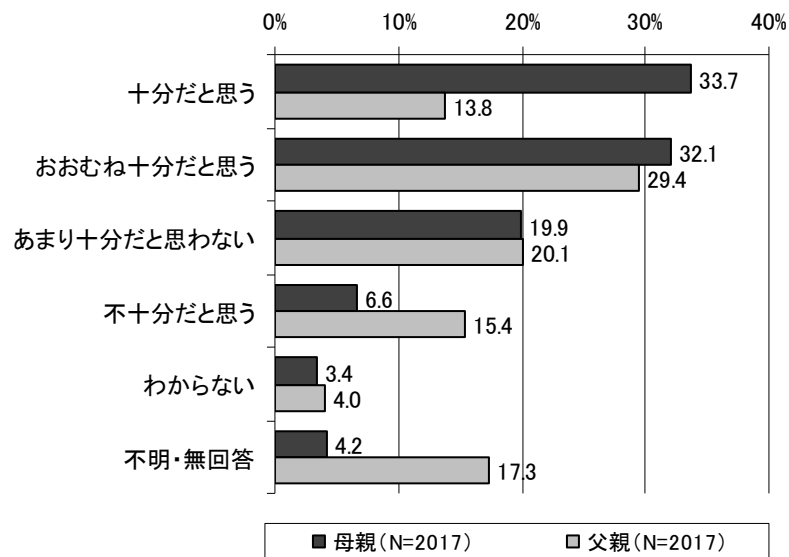
子育てを主に行っている方についてみると、「父母ともに」が 54.3%と最も高く、次いで、「主に母親」が 42.1%となっています。

【子育てを主に行っている方】



子どもと過ごす時間についてみると、母親は「十分だと思う」が 33.7%、父親は「おおむね十分だと思う」が 29.4%と、それぞれ最も高くなっています。

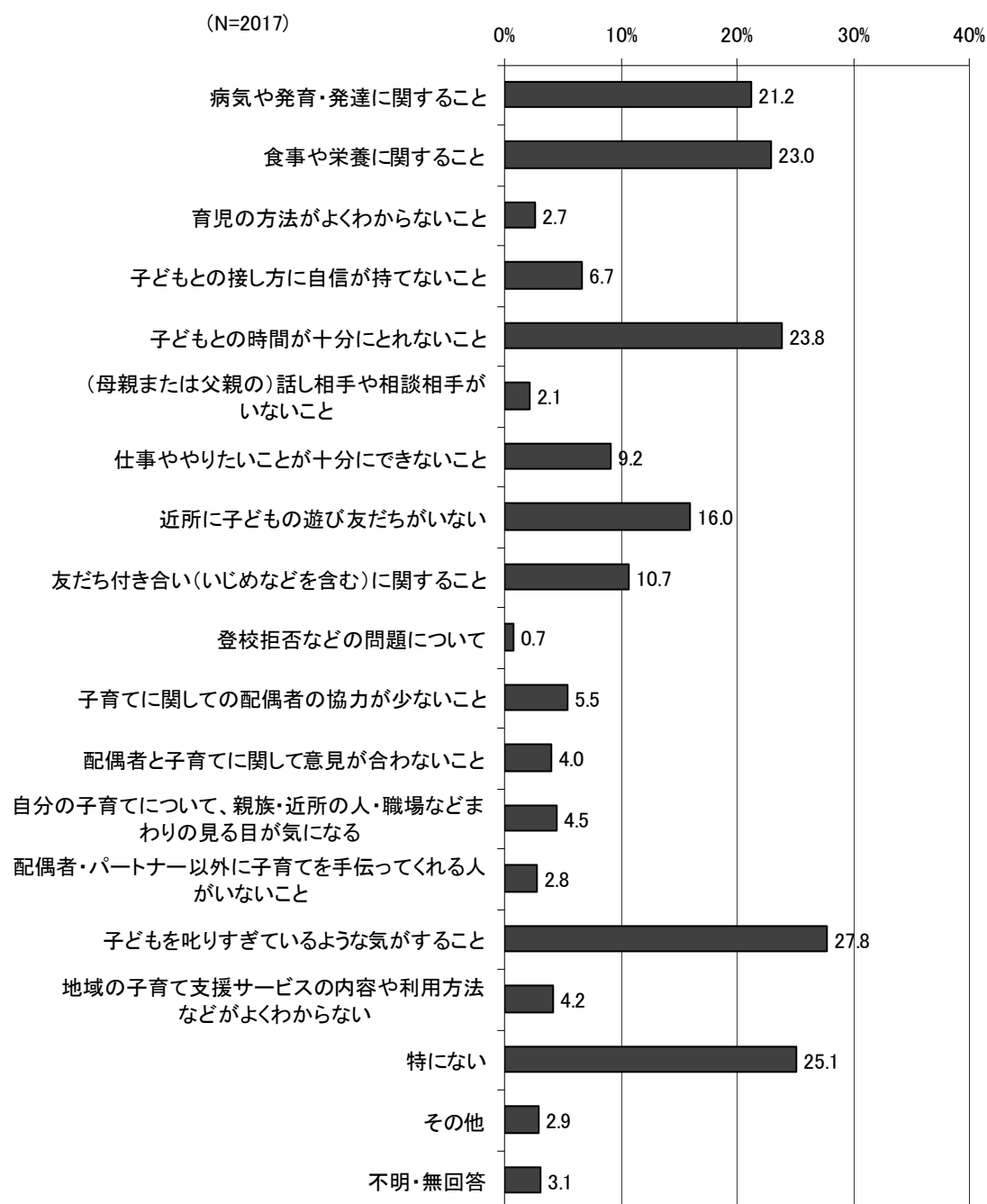
【子どもと過ごす時間について】



■8:子育ての環境について

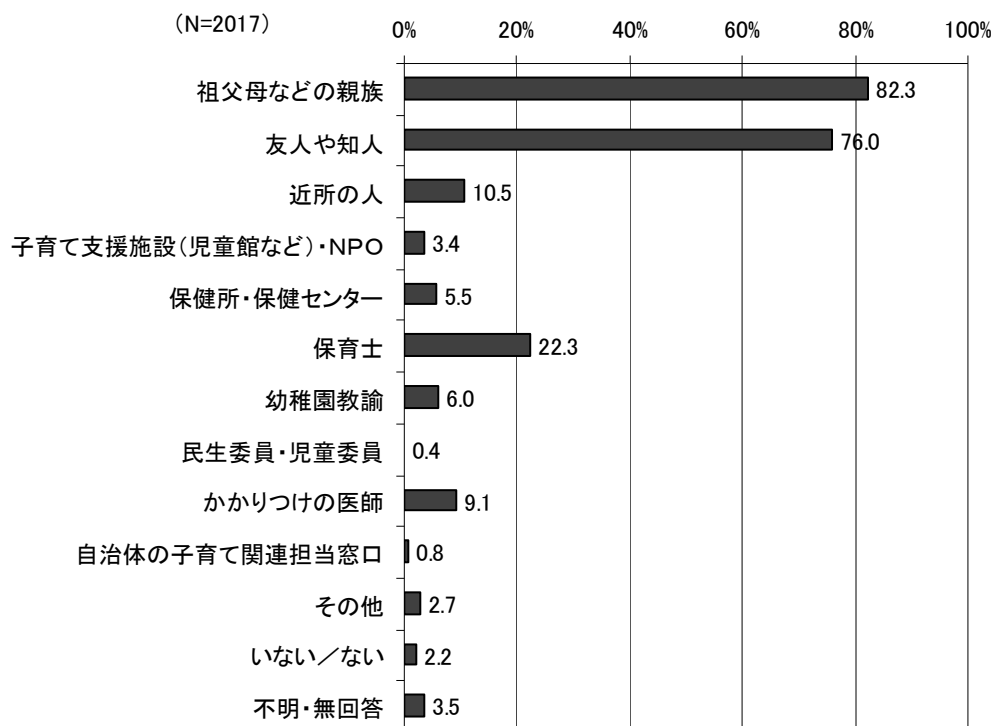
子育てに関して日ごろ悩んでいることについてみると、「子どもを叱りすぎているような気がする」と27.8%と最も高く、次いで、「特にない」が25.1%、「子どもとの時間が十分にとれないこと」が23.8%となっています。

【子育てに関して悩んでいること】



子育てをする上での相談相手（場所）についてみると、「祖父母などの親族」が 82.3%と最も高く、次いで、「友人や知人」が 76.0%となっています。

【子育てをする上での相談相手（場所）】



2 策定経過



日程	事項	内容
平成 25 年 11 月 11 日（月）	第 1 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 子ども・子育て会議、子ども・子育て支援新制度の概要について・ニーズ調査について - 意見交換 - その他
11 月 25 日（月）	第 2 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査表について - ニーズ調査対象抽出の考え方（案） - ニーズ調査スケジュールなどについて
平成 26 年 1 月 27 日（月）	第 3 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査結果について（概要説明） - 子ども・子育て新制度について（追加説明）
3 月 17 日（月）	第 4 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査結果について - 子ども・子育て事業計画について
6 月 3 日（火）	第 5 回 宇和島市子ども・子育て会議	- ニーズ調査分析結果について - ニーズ調査に伴う量の見込みについて
7 月 2 日（水）	第 6 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 子ども・子育て支援事業計画骨子案について - 条例で定める各基準案について
8 月 1 日（金）	第 7 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 条例で定める各基準案について - 子ども・子育て支援事業計画骨子案について（前回の指摘事項について）
8 月 27 日（水）	第 8 回 宇和島市子ども・子育て会議	- 条例で定める各基準案について（追加） 「量の見込み」・「確保方策」について
9 月 24 日（水）	第 9 回 宇和島市子ども・子育て会議	「量の見込み」・「確保方策」について
平成 27 年 1 月 16 日（金）	第 10 回 宇和島市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画について
2 月 20 日（金）	第 11 回 宇和島市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画について

3 宇和島市子ども・子育て会議条例



宇和島市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、宇和島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていないときは、市長がこれを招集するものとする。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

4 委員名簿



所属 役職名	氏名	備考
立正保育園保護者	橋本 暁	
村井幼稚園保護者	桑山 由香里	
市PTA連合会 副会長	松島 陽子	
尾串保育園 園長	堀川 征一郎	
愛和聖母幼稚園 園長	田中 正史	
岩松保育園 園長	森 千春	
明倫幼稚園 園長	兵頭 由起子	
さくら保育園 園長	二宮 智子	
番城放課後児童クラブ	廣瀬 里香	
三間放課後子ども教室	毛利 美紀子	
民生児童委員 会長	伊勢田 幸雄	
主任児童委員 部会長	瀬川 みどり	
二名小学校 校長	吉岡 奈緒美	
厚生委員会 委員長	安岡 義一	
教育環境委員会 委員長	清家 康生	
教育部長	後藤 稔	
福祉事務所長	河野 哲夫	
教育総務課長	上田 益也	
学校教育課長	岡本 一平	
生涯学習課長	寺尾 利弘	
保険健康課長	伊手 博志	
福祉課長	常盤 修二	

※任期途中での退任者

民生児童委員 会長	笹田 穆子	H25. 11. 11～H25. 11. 30
主任児童委員 部会長	大野 久美	H25. 11. 11～H25. 11. 30
厚生委員会 委員長	大窪 美代子	H25. 11. 11～H26. 9. 25
教育環境委員会 委員長	三曳 重郎	H25. 11. 11～H26. 9. 25
福祉事務所長	橋本 克彦	H25. 11. 11～H26. 3. 31
教育総務課長	片山 竹善	H25. 11. 11～H26. 3. 31
保険健康課長	岡田 一代	H25. 11. 11～H26. 3. 31
福祉課長	竹葉 幸司	H25. 11. 11～H26. 3. 31